

災害廃棄物安全評価検討会（第11回） 議事要旨

日時：平成23年12月25日（日）13:00～15:00

場所：東海大学校友会館 富士の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 塩崎課長

厚生労働省 健康局水道課 名倉課長補佐

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 金澤環境技術係長

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、塚本現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

議 題

1. 開会

2. 廃棄物処理に関するガイドライン等について

(1) 濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方について

ア. 環境省から、資料3に基づき、濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点に関し、前回の議論を踏まえた修正について説明があった。説明に対して委員から異論はなかった。

(2) 廃棄物関係ガイドラインの策定について

ア. 環境省から、資料4及び資料5に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドラインについて説明があった。

イ. 委員から、国は測定結果についてどのように確認するのか質問があった。環境省から、調査対象の施設は地方環境事務所へ報告をする手続きになっており、確認方法の詳細は整理中であるとの回答があった。

ウ. 委員から、台風等の異常気象時の対応が記載されていないことについて質問があった。環境省から、台風等の異常気象時の対応については、今後の検討事項としたいと

の回答があった。

- エ. 委員から、石綿は船舶にもよく使われるが、船舶に関する記載がないことについて質問があった。また、石綿の潜伏期間が長いことから、収集・運搬の記録保管は5年で良いのか質問があった。環境省から、作業時の湿潤化等を事業者にも周知していけば問題はないと考えているが、船舶については今後の改訂で追記も考えたいとの回答があった。また、保管時点でも記録が保管されるため、収集・運搬での記録保管は5年で良いと考えているとの回答があった。
- オ. 委員から、破碎施設は敷地境界の粉じん分析としているが、当面は破碎機の排気を焼却施設同様の排ガス分析としてはどうかとの意見があった。環境省から、検討するとの回答があった。
- カ. 委員から、仮置場から汚染土壌が流出した場合など異常時の対応について質問があり、記録の保管期間を長くした方が良いとの意見があった。環境省から、測定結果に異常値があった場合には原因究明し必要な措置を講ずることがガイドラインに記載されていることの説明があった。また、記録について、事業者は国の受託業者であることから国としても管理したいとの回答があった。
- キ. 委員から、作業者の放射線防護という観点での記載がないが、別にガイドライン等があるのか質問があった。環境省から、作業者の放射線防護の点では厚生労働省がガイドライン等を作成しているとの回答があった。

(3) 事故由来放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて

- ア. 環境省から、資料6に基づき、放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて説明があった。
- イ. 委員から、測定器のカタログ値をまとめた表があるが、検出下限は測定時間等によって変わるので、物理的特性としての違いでまとめた方が良いとの意見があった。

3. 災害廃棄物の処理について

(1) コンクリートがれき再利用におけるシミュレーション及び災害廃棄物の再生利用について

- ア. (独) 日本原子力研究開発機構から、資料7-1に基づき、コンクリートがれき再利用におけるシミュレーションについて説明があった。また、環境省から、その結果を受けて資料7-2に基づき、災害廃棄物の再生利用について説明があった。
- イ. 委員から、従来のクリアランス制度の考え方では限定された条件を前提としておらず、無条件な前提となっていることについて指摘があった。原子力安全・保安院から、原子炉等規制法のクリアランス制度では制限付きクリアランスという考え方はしておらず、記録で履歴を管理できることが必要であるとの指摘があった。
環境省から、コンクリートの再利用は広域処理を想定したのではなく、被災地のインフラ整備に利用することを考えているとの説明があった。
- ウ. (独) 日本原子力研究開発機構から、クリアランス制度の経緯について説明があり、制限付きクリアランスという考え方は、原子力安全委員会が禁止という方針ではないことについて説明があった。
- エ. 委員から広く無限定に流通が認められるクリアランスレベルの考え方とは別に、被災地において災害廃棄物を十分な管理の下に利用する特例として整理するのであれば理解できるとの意見があった。
- オ. 福島県から、現地では災害廃棄物の再生利用の要望があることも踏まえて検討してほしいとの意見があった。
- カ. 委員から、再利用にあたっては記録に残すことが重要であるとの意見があった。
- キ. 環境省から、ご意見を踏まえて、地域を限定して管理された状態で再生利用を行っていきたいと説明があった。
- ク. 委員から、災害廃棄物だけでなく、通常の産廃も考慮する必要があるとの意見があ

った。環境省から、産廃についてはまず実態を把握して、検討したいと説明があった。

(2) 国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について

ア. 環境省から、資料 8 に基づき、国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について説明があった。

(3) 焼却施設及び埋立処分場における測定結果及び廃棄物処理施設における焼却灰等の洗浄等排水の測定調査結果について

ア. 環境省から、資料 9 に基づき、福島県内の焼却施設及び埋立処分場における測定結果について説明があった。資料 10 に基づき、廃棄物処理施設における焼却灰等の洗浄等排水の測定調査結果の中間とりまとめについて説明があった。

イ. 委員から、ばいじんを洗浄処理した後の放流水で約 1,000Bq/kg が検出された件は、特殊なケースと理解すれば良いのか質問があった。環境省から、当該施設の処理工程は一般的な施設とは異なるとの回答があった。

(4) 災害廃棄物の広域処理について

ア. 東京都から、資料 11 に基づき、東京都での災害廃棄物の広域処理について説明があった。環境省から、資料 12 に基づき、「災害廃棄物の広域処理の推進について(案)」の説明があった。

イ. 委員から、問題はないと考えるが、広域処理で対象となる災害廃棄物と放射性物質汚染対処特措法における特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する規制との関係について丁寧な説明が必要であるとの意見があった。

4. 閉会

南川事務次官から挨拶。

配付資料

資料 1	第 11 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
資料 2	第 10 回検討会議事要旨
資料 3	濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方
資料 4	廃棄物関係ガイドラインの策定について
資料 5	廃棄物関係ガイドライン(案)
資料 6	事故由来放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて
資料 7-1	コンクリートがれき再利用におけるシミュレーションについて
資料 7-2	災害廃棄物の再生利用について(案)
資料 8	国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について
資料 9	焼却施設及び埋立処分場における測定結果について
資料 10	廃棄物処理施設における焼却灰等の洗浄等排水の測定調査結果について (中間とりまとめ)

資料 11 災害廃棄物の広域処理について（東京都）
資料 12 災害廃棄物の広域処理の推進について（案）

参考資料 1 放射性物質汚染対処特措法に基づく今後の取組について
参考資料 2 津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて